

政策研究

POLICY RESEARCH

2011 No.8 (2011年11月号)

- 羅針盤 大都市行政のあり方の新たな展開
～コンパクト化（集権）とネットワーク化（分権）による
新たな都市づくりへの期待～
蛭子 准吏（株式会社富士通総研 公共事業部）
 - レポート：政策論説 2011年統一地方選挙と議会改革
宮脇 淳（北海道大学公共政策大学院教授）
 - レポート：政策シグナル 国家再編議論
宮脇 淳（北海道大学公共政策大学院教授）
 - レポート：アジアリンク 中台経済協定とアジア経済圏の再構築
宮脇 淳（北海道大学公共政策大学院教授）
 - 事例研究 スポーツ大会におけるMRVの取り組み
坂野 成俊（株式会社富士通総研 公共事業部）
-

大都市行政のあり方の新たな展開 ～コンパクト化(集権)とネットワーク化(分権)による 新たな都市づくりへの期待～

株式会社富士通総研 公共事業部 蛸子 准吏

大都市行政のあり方の見直しに向けた動きが活発化している。名古屋、新潟、大阪等、地方自治体の首長が先導する地域発の取組であり、長年固定化されていた都・特別区制度と政令指定都市制度の見直しに向け、新たな展開が見られる可能性がある。

従前より、地方分権議論は広い意味での国の規制緩和が論点の中心であった。分権型の意思決定システムを是とした上で、機関委任事務の廃止、義務付け・枠付けの廃止・緩和といった事務執行の自由裁量に関する規制緩和、補助金から交付金への展開といった財政の自由裁量に関する団体自治の規制緩和に向け、総体としての国と地方との役割と権限の見直しを行ってきた。見直しにあたっては、本来の地方自治に求められる地方自治体の団体自治を阻害する要因を支障事例として明確にし、その除去に向け具体的な解決方策を検討する、顕在化した過去の問題に着目する問題解決型の手法がとられている。そのため将来を見据え、将来発生しうるリスクに対処するため、どのような国づくりをするのかといった観点は希薄であったと言わざるを得ない。

地方分権改革は、広い意味での意思決定のあり方を変える改革である。近接性の原則に基づき、顕在化した地方自治に係る問題点を解決する取組であると同時に、持続可能性を向上させる環境変化に耐えられる新たな意思決定システムを再構築する取組でもある。我が国の経済活動を取り巻く外部環境は、世界経済の不安定化に伴い厳しさを増すとともに、内部環境においても、少子高齢化に伴う歳入減少と歳出の増加による財政の悪化、エネルギー供給の不安定化等、様々な課題が山積している状況にある。国・地方ともに未だ経験したことがない激変の時代を迎えており、地方分権においても、「リスク」の観点から新たな環境に対応できる意思決定システムを、集権型統治、分権型統治双方の特性を踏まえ再構築する必要性が増している。人口減少局面を迎え相対的に広域圏での重要性を増す大都市においては、環境変化の影響をより直接的に受け、影響範囲も大きいいため、従来の分権議論の枠組みを越えた、将来を見据えた都市のあり方を実現するための分権議論が、他の地域以上に求められる。

現在の大都市行政のあり方に関する主な論点は、従前からの地方分権の争点の延長線上にある事務権限と財政に関するものである。これらの議論に加え、将来、顕在化することが確実視される都市固有のインフラとヒトの2つの高齢化の問題に対処するための都市機能のあり方の見直しや、他地域を含めた広域圏と諸外国とを結ぶ新たなハブ機能としての都市機能のあり方の見直しに向け、過去ではなく未来を議論の中心に据えた新たな都市を創造する観点から、国と地方のあり方の見直しに取り組むことが期待される。

その鍵を握る観点は、コンパクト化(集権)とネットワーク化(分権)である。様々な事務事業を一つの地方自治体に閉じて執行するフルセット型行政は、組織規模の増大に伴い縦割りのセクショナリズムを生み、更なる肥大化を招く増分主義的組織になりやすい性質を持っている。その防止には、組織内ガバナンスが機能するよう一定権限の集権化を進め、組織のコンパクト化を進めることが重要であろう。また、様々な環境変化に対応できるよう、組織内分権を進めネットワークのリスク受容機能が発揮できるようにするとともに、他都市との連携を強化し圏域としての変化への対応力の強化を図ることも期待される。今後の大都市には、高度成長期とは違う激変する環境下で我が国の経済成長をリードする役割が求められている。従前からの分権議論の枠組みを越え、大都市の成長を促すための意思決定システムを再考する観点から大都市のあり方の議論が深化することを強く望む。

1. はじめに

国政が衆参の捻じれ現象を抱える中、2011年春には4年に一度の統一地方選挙を迎える。すでにその前哨戦となる地方選挙が県、政令指定都市等でも展開されており、国政に加えて国と地方の政治の捻じれ現象がどのような方向を向くことになるかが、国・地方を通じた今後の政治経済動向に大きな影響を与える年となる。そうした捻じれ現象の行方と同時に、地方分権の流れの中で住民自治の充実と共に議会改革の必要性が指摘されてきた。地方議会をいかに位置づけるかは21世紀の少子高齢化、グローバル化対応においても重要な課題となる。地方議会の問題は、議員定数、歳費、政務調査費などに止まらない。戦後半世紀以上にわたって実質的な政権交代に直面してこなかった日本において、2009年夏の民主党政権誕生による本格的政権交代の顕在化は、政策面だけでなく国、地方を通じた議会の機能に大きな課題を投げかけているのである。政権交代を前提としない議会の仕組みから、政権交代を常に前提とする議会への進化である。以下では、議会の機能について整理し地方議会の改革の視点について概観する。

2. 自治の概念

(1) ふたつの流れ

議会改革の前提となる自治の概念についてまず整理する。自治とは、他の主体から関与を受けず意思決定しそれに基づき行動することを意味する。本来は、自ら意思決定する「自律」と意思決定に基づき自ら行動する「自立」の両方の概念を持つ。

こうした自治の概念を基礎に持つ地方自治には、大きく分けて「アングロ・サクソン系（英米法系）」の自治と「ヨーロッパ系（大陸法系）」の自治がある。前者のアングロ・サクソン系は、国と地方の権限・機能について分離型を前提とし自治を追求する。そこでは、国と地方の役割を明確に切り分ける中で、地方の役割について徹底して地方自治体に任せる分権構造を目指すことになる。これに対して後者のヨーロッパ系は、国と地方の権限機能について融合型を前提としその中での自治を求めていく。そこでは、アングロ・サクソン系とは異なり、国と地方の役割を明確に切り分けるのではなく、ひとつの行政サービス、事務事業に対しても国や地方自治体が多層的に関与することを前提にその中で可能な範囲で地方の自治を充実させていく。このため、前者に比べて後者では同じく自治を求めても集権的、分散的な性格を相対的に強めやすい。

(2) 融合・分離、統合・分立

日本の国と地方の関係は、ヨーロッパ系の融合型に位置している。日本の地方自治体は総合行政を担うことを基本としており、この総合行政の実態を「融合・分離」と「統合・分立」のふたつの視点から整理すると以下のとおりとなる。

第1は融合・分離の関係である。これは多層性を物差しとする分類である。融合とはすでに前

節で整理したように国と地方自治体が同一の事務事業に相互に多層的に関わる形態である。地方の事務事業に対して国が権限、財源等様々な形態で関わるものであり、義務教育や経由事務などが事例として挙げられる。これに対して分離とは同一の事務事業については国と地方自治体が相互に関わることなく明確に役割が区分分担され、国と地方のどちらかに一元的に権限、財源等が配分される形態である。このため、多層性は基本的に生じない。日本の国と地方自治体の関係は、ヨーロッパ系の融合型を基本とし多層性を有している。

第2は統合・分立の関係である。これは縦割りを物差しとする分類である。統合とは地方自治体の事務事業の展開において国の府省所管の縦割りによって実質的・形式的にも区切られることなく事務事業を執行できることを意味する。これに対して分立とは地方自治体の事務事業の展開において府省所管の縦割りで実質的に区切られ執行されている状況を意味する。日本の国と地方自治体の関係は、統合型を目指しているものの実質的には分立型に強くとどまっている¹。

以上のふたつの物差しを踏まえると現状の日本の国と地方の関係の実態は融合・分立型であり、地方は、縦・横の投網型で国からの関与や規律を受ける結果となっている。集権、分権を評価する場合、統合・分立の物差し以上に融合・分離の物差しが重要となる。日本の近代化において中央集権型支配の形成は、標準化と階層化の二つを要素に展開してきた。標準化は、様々な利害関係間の調整を効率的に行い全体として一貫した目的に到達するための規格づくりを意味し、一貫した目的に到達するための合理化の流れと重なり合い、国の考えを地方に浸透させる上意下達の構造を創り出してきた。一方、階層化は、機能とそれに伴う責任を特定の層ごとに分割することを意味する。機能と責任を一体として特定層に分割し、特定層で担うべきではないと判断した機能と責任は他の層に委任する。標準化と共に国と地方の関係では、一貫した目的を達成するため国が地方をどのような層に分け、機能と責任を割り振るか決定する。この階層化は同時に多層性を生みだし、情報格差の構造が多層的に形成され、上位者たる国が持つ権力的情報を下位者たる地方のどこにいつ配分するかで権威を獲得し維持する構造がつくられる。下位者は多くの情報を早く上位者から得ることで、自らの意思決定、行動等の範囲を拡大させるため、上位者に従属・陳情する姿勢を強める結果となる。

こうした多層構造は住民に最も近い基礎自治体に権限、財源等を委ね単層構造化とすることで、行政サービス自体の過度の融合性を改善し分権型へと導くことが可能となる。もちろん、融合性を完全に排除し分離型へ移行することを選択肢とする二極議論、白黒議論を展開するが最適とは言えない。日本の融合型が過度に進んだことによる反作用を認識し、その是正のため国と地方の権限・役割の再配分とその明確化を一層進め分離型の要素を拡大させた融合型へとまず進化させることが重要となる。

(3) 融合と住民自治、団体自治

多層性による反作用を克服し、より分権型の自治構造に進化するためには住民自治の充実を図ることが重要となる。住民自治は、地方の運営は住民の意思によって行われるべきとする原則である。この住民自治は英国で発展したアングロ・サクソン系の思考であり、融合型ではなく分離型と親和性が強い。なぜならば、住民の意思によって地方の運営が決定されるためには、自らの機能と権限が可能な限り完結していることが重要となるからである。

¹金井利之(2007)『自治制度』東京大学出版会、pp.16-18.

前節でみたように国と地方の関係で融合性の仕組みを持つ日本の場合、住民自治を充実させるためには国と地方の役割の再検討を通じて融合型の関係から分離型に近づけていく努力がまず必要となる。現行の地方自治法等においても住民自治の具体的法規として、①住民提案発議（条例の制定・改廃・廃止請求、事務の監査請求）、②住民解職発議（議会解散請求、議員解職請求、長・役員解職請求）、③住民監査請求・住民訴訟等が定められており、その運用の充実も図られている。こうした機能を徹底して行くためには、その前提として国と地方の機能、権限の明確化とそれに伴う責任の明確化が前提となるからである。しかし、明確化のためには税財政も含めた抜本的な行政体系の見直しが必要となり、そこでは極めて強い政治パワーが必要となる。そうしたパワーを造り出すためには、住民自治からさらに政治自治へと発展し議会の活性化へと結び付けていくことが重要である。政治とは、住民の経済社会の諸活動のルールを形成し維持し変更し廃止する行動を意味する。この政治を住民の意思と行動で支えることが政治自治である。この意味から地方自治体の総合行政における前述した統合の実現は、単に行政権の問題にとどまらず地方自治体の立法権の問題として認識することが重要である。総合性を語る場合、行政権だけを対象に語ったとすれば、融合性が強い中で総合性の名の奥に隠された制度設計や政策立案に対する中央集権、縦割り構造が温存される結果となるからである。地方自治体の政府としての統治体化を目指す取り組みでは、融合・統合の意味を地方自治体自らが明確化し制度設計できる領域の拡大が重要であり、住民自治の進化を通じた議会機能の充実が柱となる。

3. 議会改革のふたつの方向性

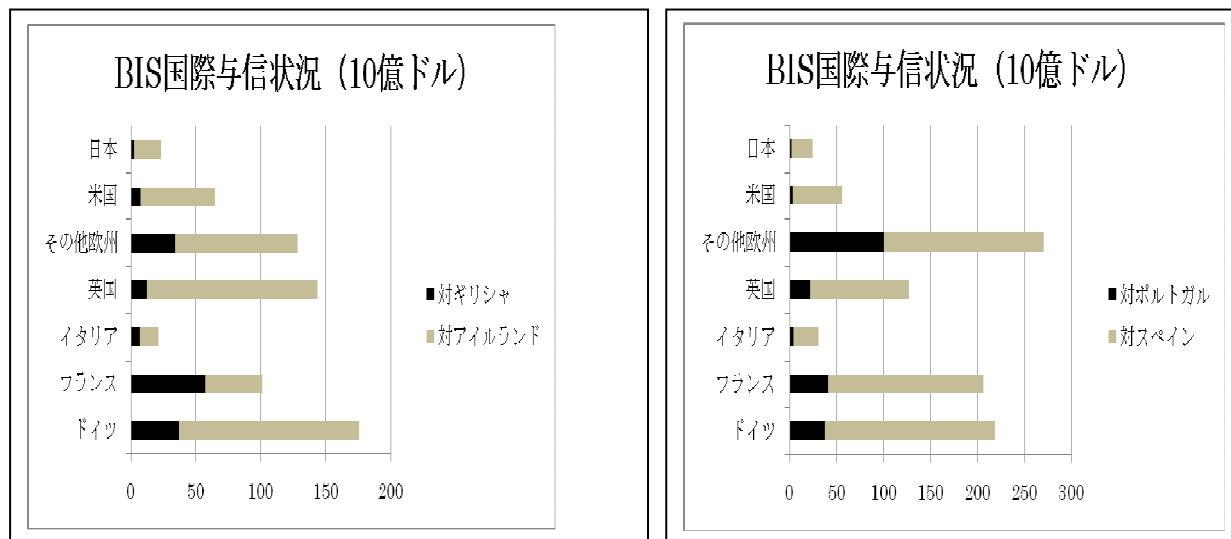
住民自治の進化を通じた政治自治、そして議会改革には、大きくふたつの方向性がある。第1は立法機能の充実を積極的に求めていく流れ、第2は議論機能をまず積極的に高めていく流れである。前者は米国議会型であり住民ニーズを法律等に組み上げていく機能である。後者は議会の立法機能自体ではなく議会を通じて様々な議論を有権者の前で展開し、政治としての権力闘争の争点を議会を通じて明確にすることで次の政権確保に向けた場を議会と位置づけるものである。地方議会の改革の取り組みもまず目指すべき議会の姿を明確化することから始める必要がある。日本の地方自治体は大統領制を採用しており、首長も地方議会議員も選挙を通じた住民の民意を反映している。しかし、首長は多層性による国等上層機関からの包摂を、地方議会議員も国政における党議による拘束からの包摂の中に位置する場合が多い。加えて、政権交代が国政レベルでは生じなかったこれまでの中央集権体制の下では、議会は国からの政策を追認することを基本機能としてきたため、中央集権体質を追認すると同時に議会での議論を形骸化させる原因となり、そのことは結果として住民自治の進化をも限定的なものとした。そして、政治自治を退化させ議会機能の劣化を最終的に「民意の質」に求めてしまう流れをも生みだしてきた。

地方議会の改革の第1は、まず議論の場として形成することである。議論とは、批判や演説、単なる主張とは異なる。議論とは、自らの仮説や考えを提示することに加え、それを支える資料等を提示し相手からの検証を積極的に受けてさらに自らの考えを再構築することを意味する²。ここで重要な点は、自分の仮説や考えを単に提示するだけでなく、相手に自分の仮説・考えを検証してもらうため背景となる資料等材料を自ら積極的に提示する点にある。そして、相手の検証を謙虚に受け止め相手と自分の仮説を相互にさらに検証し、自らの仮説が持っている思い込みや偏

² ナイジェル・ウォーバートン、坂本知宏訳（2006）「思考の道工具箱」、pp25-29

見を認識し是正することで、より良い質の仮説とそれに基づく結論に相互の努力で結びつけていくことである。こうした議論を通じて相手との視点の違い将来理想の違いを明確にしていく。首長に質問しその回答を受けるだけでは議論とはなっておらず、次の地域をだれにあるいはいかなる考え方に委ねるかを住民が知ることもできない。

最終的に、地方議会の立法機能充実を進めることが目的となる。しかし、その前提として地方議会の政策の方向性を明確にする議論の場と位置づけそのための体力と姿勢、それを受けた政治自治の充実を住民自治の進化と共に進めることが前提となる。立法機能の充実に向けては、立法補佐機能の充実等議会機能の充実が必要となり、そのことは議会コストの増加に結び付く。そのコスト増加に値する議論を展開する姿勢をまず議会自ら生み出す努力と姿勢が必要である。



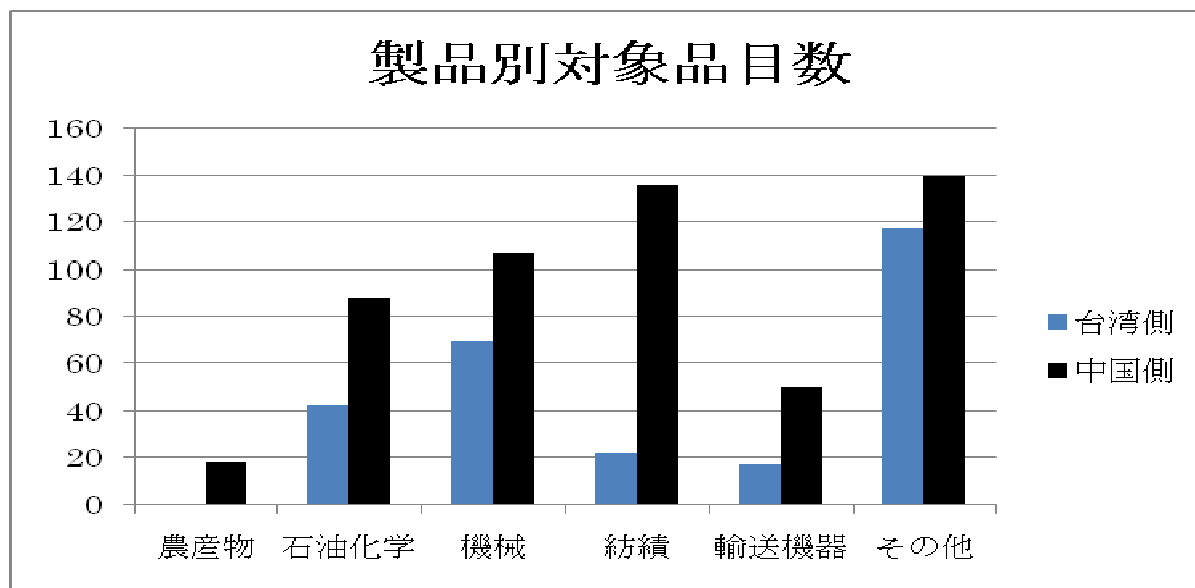
[資料] BIS 資料等より作成

2010年11月21日、アイルランドがEUに財政危機に対する金融支援措置を要請、欧州金融安定化ファシリティの活用やIMFへの支援要求に加え、イギリス、スウェーデンが二国間融資を準備する等の表明、対処が行われている。アイルランドの財政は、ギリシャの財政危機状態とは異なり2011年年央までの借り換え資金繰りをすでに確保しており、足元ですぐに資金ショートする状況にはない。しかし、アイルランドの財政赤字がアイルランド国内の銀行救済等によって中長期的に拡大することが2010年秋口以降明確になる中で、ユーロ圏の財政危機克服に向けた危機対応時の枠組みの在り方の議論が再度活発化している。そのひとつが民間債務者の財政危機克服に向けた役割の明確化も含めた「国債債務再編」議論が10月18日の独仏首脳会合でテーマとなったことである。

BIS(国際決済銀行)を通じたギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペインに対する2010年年央段階での各国の与信状況を見ると、アイルランドとスペインに対する与信が大きく、フランス、ドイツ、イギリスに加え米国の与信提供も大きな規模に達している。こうした状況は、アイルランド、スペインの財政危機の深刻化が経済金融を通じて他国へ波及する度合いが大きいことを意味している。ユーロ経済は足元、最大の経済規模を有するドイツ経済の拡大によりけん引される形で回復基調を維持している。しかし、その回復は輸出を中心とするドイツ経済に著しく偏っており、財政危機を抱えるスペイン、さらにはポルトガルの実体経済は依然低成長の現状にとどまっている。こうした実体経済の低成長の現状は、スペイン、ポルトガルの財政危機克服を困難としており、ドイツそしてユーロ圏第二の経済規模を有するフランスによる一層の財政移転等を必要とすることを示している。

そうした中、最終的な財政金融の危機対応時にドイツ等ユーロ中核国が危機克服の負担をするだけでなく、民間債務者への一定の負担を求めることを選択肢のひとつとする国債債務再編議論が展開されている。その背景には、2012~13年にかけて行われるドイツやドイツの大統領選、国政選挙が横たわっており、一国の政治と一国を越えて広域化した経済との関係を問いかけるもの

となる。2011年のユーロ圏での財政金融危機克服のための国債債務再編議論の行方は、ユーロの将来だけでなくグローバル社会の金融、そして国家信用の在り方にも大きな影響を与える課題となる。



[資料] 海峽兩岸経済合作架橋協議資料より作成。

ゼロ関税の相互適用を柱とする中台間の経済協力枠組み協定に基づき 2011 年元旦から一部製品の関税引き下げが中国と台湾の間で実施される（製品別対象品目数参照）。本枠組み協定では、第 1 に物品貿易の関税と非関税障壁を徐々に削減除去する自由化が明記されているほか、第 2 にサービス貿易に対する制限的措置も漸進的な削減除去を実現すること、第 3 に双方向の投資促進と投資家保護を図ること、第 4 に知的財産権、金融、電子取引等も含めた経済協力の推進を図ることが明記されている。

本協定をはじめとする中台間の経済協力枠組みの強化は、アジア経済の枠組みにも中長期的に影響を与える。本協定の締結によって対中国貿易に対して高い競争力をこれまで必ずしも持たなかった台湾経済の競争力が中期的に高まることが間違いなく、今後、協定内容のさらなる充実、拡大が意図されていることから対中輸出を拡大させてきた韓国、日本等の経済にも今後影響を与える要因となる。加えて、アジア経済圏では 2015 年のアセアン経済圏の始動に向けた関税引き下げ等がすでにベトナム等では本格化しているほか、足元で内需が著しく好調なインドが 2030 年代には中国を抜いて世界の成長の核となることが間違いのない状況にある。そうしたアジア経済圏の再構築の中で中台の関係も新たに位置づけられることになる。従来のように米国を睨んだ日本を核としてアジア経済が展開される時代は過去のものとなっている。アジア経済圏の再編に対して日本経済をいかに位置づけるか経済だけでなく政治においても政策展開に関して明確にすべき喫緊の課題である。

一方で、中台間の本協定の実施により、中国製品が台湾経済に流入しデフレ圧力を強めることが避けられない。台湾経済は 8%前後の高い成長を足元実現しているものの、中国からの安価な製品の流入により国内産業の淘汰が大きな政治課題となっている。デフレ圧力は本協定の実施、

充実によりさらに深刻化することが避けられず台湾経済の産業空洞化も懸念されることから、協定の充実を政治的に阻む要因も少なくない。しかし、2015年のアセアン経済圏の形成等アジアの経済圏構造が大きく変化することは間違いなく、価格競争力低下による産業空洞化に対して国内的に単なる保護政策から創造的転換政策へと移行できるかは台湾だけでなく日本経済においても重要課題である。

1. MRV とスポーツ大会の関係あ

MRV とは温室効果ガス (GHG) の排出量が測定・報告・検証が可能 (Measurable, Reportable and Verifiable) であることを求めるものである。2007 年にバリ (インドネシア) で開催された第 13 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP13) で採択されたバリ行動計画では、京都議定書の約束期間が切れる 2013 年以降の開発途上国の気候変動対策は MRV を満たすこと等を打ち出している。続いて、2009 年にコペンハーゲン (デンマーク) で開催された COP15 ではコペンハーゲン合意を取りまとめ、2013 年以降の先進国・開発途上国の気候変動対策は MRV の対象になること示しており、今後の COP において MRV のガイドラインが採択されることになっている。なお、日本が打ち出した GHG 排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減する目標も MRV の対象となる。

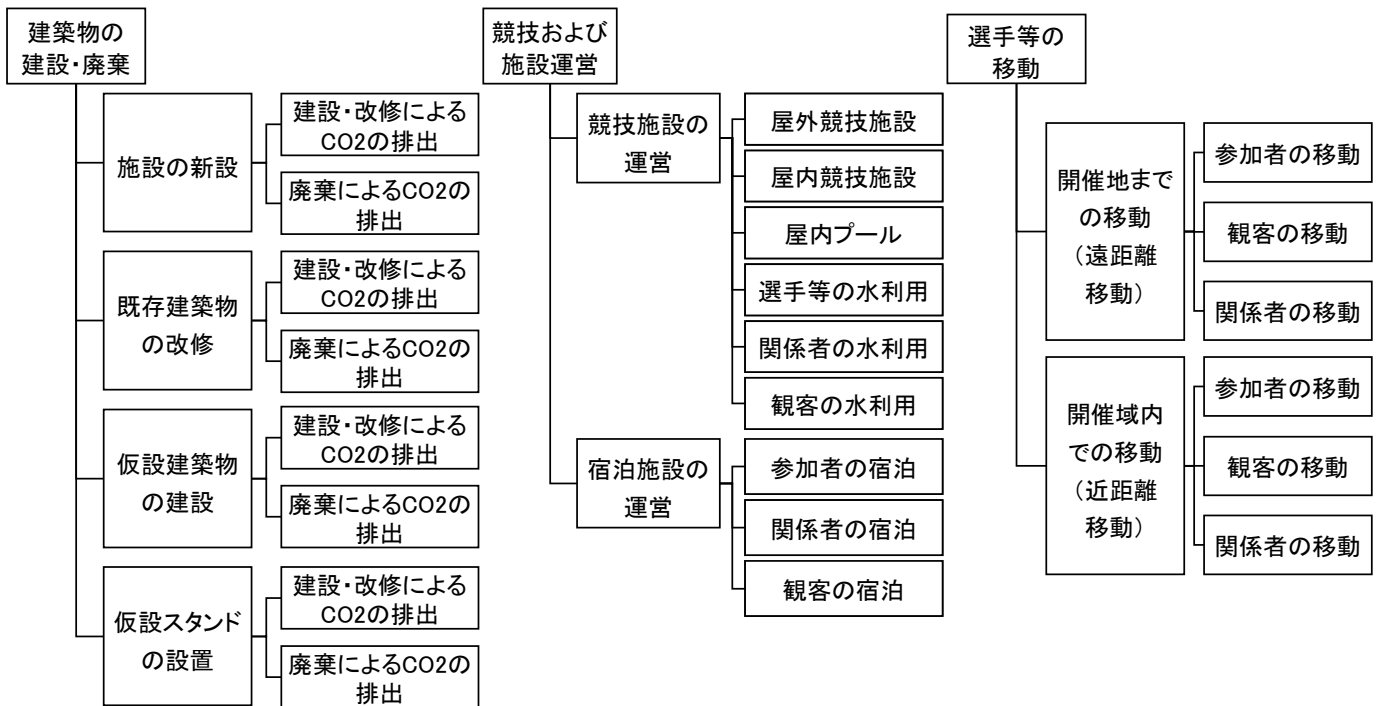
気候変動枠組条約での MRV に関する検討に先駆けて、さまざまな団体・企業が環境配慮に関する説明責任を果たすため、それぞれの活動における GHG 排出量を測定・公表する取り組みが個別に進んでおり、スポーツ大会についても取り組みが始まっている。国際的なスポーツ大会であるオリンピックでは、国際オリンピック委員会 (IOC) が「IOC スポーツと環境・競技別ガイドブック」を策定し、2006 年のトリノ冬季オリンピックからクレジットの購入等によって CO₂ 排出量を相殺するカーボンオフセットの実現に取り組んでいる。また、FIFA ワールドカップでは 2006 年のドイツ大会から HG 排出量を測定・公表する取り組みが始まっており、2010 年南アフリカ大会ではカーボンオフセットが導入されている。

大規模なスポーツ大会を開催する A 自治体では、スポーツの普及・振興と A 自治体の多様な魅力の発進のほか、スポーツ大会において環境対策を実施して環境負荷を抑制するとともに、環境問題について広くアピールし、多くの人々の環境意識の向上に取り組んでいる。A 自治体はスポーツ大会における環境対策の効果を定量的に把握し、有効性を検証して今後の見直し・改善につなげるため、スポーツ大会終了後に代表的な GHG である二酸化炭素 (CO₂) の排出量・削減量を測定・公表するとしている。

2. スポーツ大会の CO₂ 排出量の測定の考え方と方法

A 自治体のスポーツ大会では、「建築物の建設・廃棄」と「競技および施設運営」、「選手等の移動」について CO₂ 排出量の測定式を設定している (図表)。建築物の建設・廃棄では、「施設の新設」と「既存建築物の改修」、「仮設建築物の建設」、「仮設スタンドの設置」を取り上げ、建築物を管理する関係部署にアンケート調査等を行って建築物の面積等を把握し、建築物の建設・廃棄に関する面積当たりの CO₂ 排出係数を乗じて CO₂ 排出量を測定する。なお、建築物の建設・廃棄に関する面積当たりの CO₂ 排出係数は、「建物の LCA 指針」(日本建築学会) 等から設定している。

図表 A 自治体のスポーツ大会の CO2 排出量の測定項目



資料：A 自治体におけるスポーツ大会に関する環境指針の策定にかかる調査及びアドバイザリー業務報告書より筆者作成

また、競技および施設運営の CO2 排出量は「競技施設の運営」と「宿泊施設の運営」について CO2 排出量の測定式を設定しており、競技施設の運営では管理する関係部署にアンケート調査等を行ってエネルギー消費量や稼働日数等を把握し、1 日当たりのエネルギー消費量を算出して、エネルギー消費量当たりの CO2 排出係数とスポーツ大会の開催日数を乗じて CO2 排出量を測定する。なお、エネルギー消費量当たりの CO2 排出係数は、「建築設備計画基準」（公共建築学会・全国建設研修センター）等から設定している。また、宿泊施設の運営については、スポーツ大会の参加予定人数から宿泊者数を想定し、宿泊者 1 人泊当たりの宿泊施設のエネルギー消費量を算出して、宿泊数とエネルギー消費量当たりの CO2 排出係数を乗じて CO2 排出量を測定する。なお、宿泊者 1 人泊当たりの宿泊施設のエネルギー消費量は、2016 年のオリンピックに東京都が応募した際のホテルにおける宿泊者 1 人泊当たりの宿泊施設のエネルギー消費量を設定する。

さらに、選手等の移動の CO2 排出量は参加予定者の遠距離の移動である「開催地までの移動」と、近距離の移動である「開催地域内での移動」について CO2 排出量の測定式を設定している。開催地までの移動と開催地域内での移動は、参加予定者の移動ルートと交通手段を想定し、それぞれの移動距離と交通手段の移動距離当たりの CO2 排出係数を乗じて CO2 排出量を測定する。なお、交通手段の移動距離当たりの CO2 排出量は、国土交通省の調査から設定している。

3. スポーツ大会の MRV の充実に向けた課題

2. で紹介した A 自治体のスポーツ大会における CO2 排出量・削減量の測定・公表の取り組み

みでは、以下の3つの課題が挙げられる。第一は、スポーツ大会のCO₂削減量を測定するためには、適切な基準となるCO₂排出量（ベースライン）を設定することが必要であることである。スポーツ大会は臨時のイベントであり、環境対策を実施した場合のCO₂排出量は測定されるが、CO₂排出削減量を測定する基準となる環境対策を実施しない場合のCO₂排出量は測定されない。このため、A自治体ではスポーツ大会のCO₂削減量を測定するため、建築物や競技施設の関係部署等にアンケート調査等を行って環境対策によって削減できたエネルギー消費量等を把握し、環境対策を実施しなかった場合のCO₂排出量を設定することが求められる。

第二の課題は、CO₂排出量の測定方法の簡易さと正確さのバランスを取ることである。A自治体のスポーツ大会では終了後に関係部署においてCO₂排出量を測定するとしており、関係部署の負担を抑えるため、CO₂排出量の測定方法は簡単にする一方、環境配慮の説明責任を果たすため、CO₂排出量を正確に測定できる方法を設定することが求められる。このため、A自治体のスポーツ大会のCO₂排出量の測定方法は、関係部署は面積やエネルギー消費量等を把握し、事務局でCO₂排出係数や宿泊者数、移動者数等を用意し、関係部署のCO₂排出量の測定にかかる負担を軽減することが求められる。また、ロッククライミングなどスポーツ大会の一部の競技は、設備の面積からCO₂排出量を測定することが適切ではないと考えられるものがあるため、正確さを確保するため、競技によってCO₂排出量の測定方法を修正することも求められる。

第三の課題は、カーボンオフセットの規模・方法を検討することである。A自治体音スポーツ大会のCO₂排出量は純増であり、環境負荷を抑制するためには、クレジットの購入等によってカーボンオフセットを導入することが必要である。このため、A自治体では設定したCO₂排出量の測定方法を活用してスポーツ大会のCO₂排出量の概算を事前に測定し、財政負担を考慮して、カーボンオフセットを行う規模と効果的な方法を検討することが求められる。